

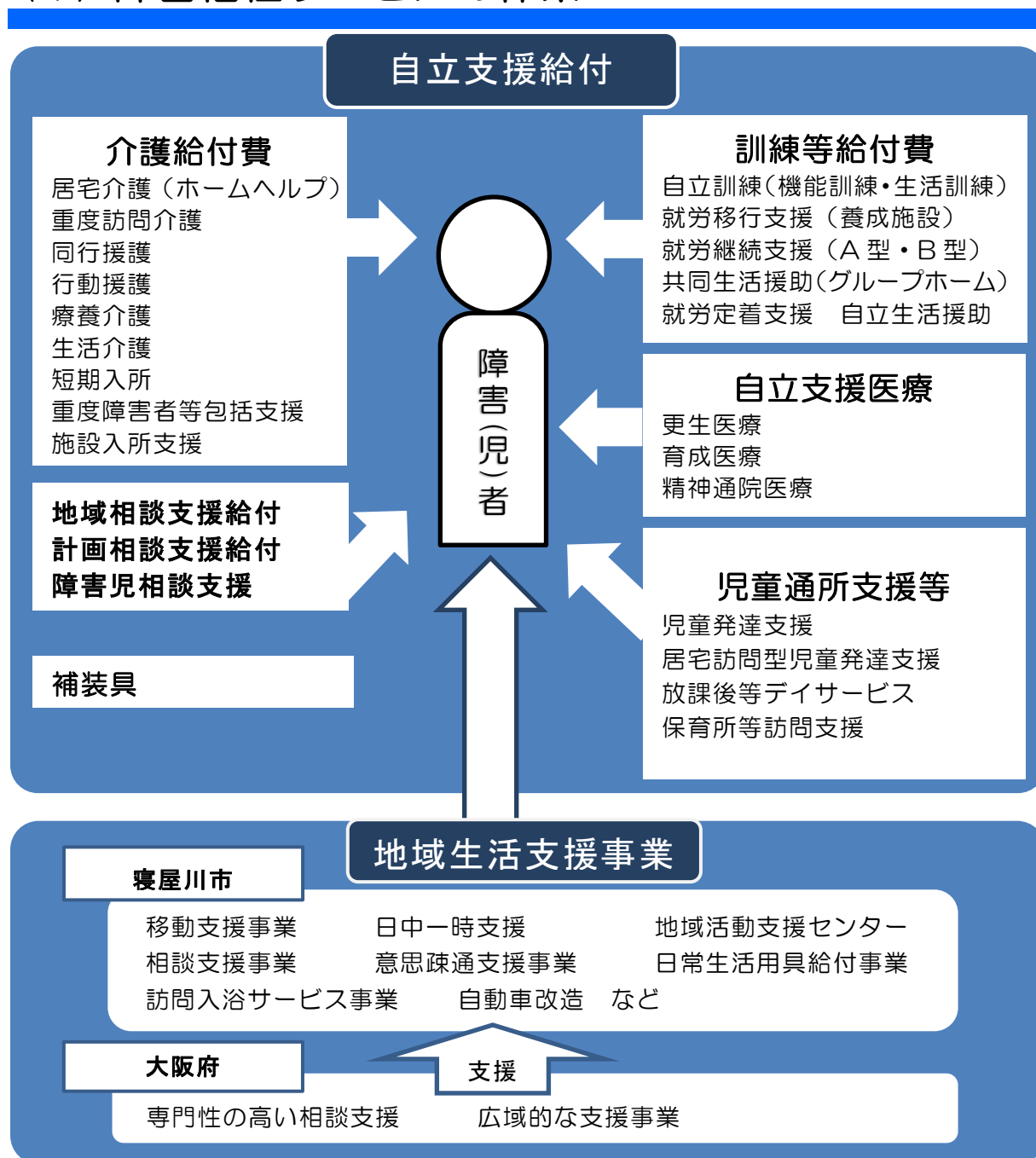
2

障害福祉サービス

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）にかかわらず、障害のある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）という共通の制度により障害のある方に必要なサービスや公費負担医療を提供するものです。

障害福祉サービスは、介護の支援などの介護給付費と訓練などの支援の訓練等給付費等からなる全国共通の【自立支援給付】と市町村ごとの創意工夫でさまざまな支援をする【地域生活支援事業】で構成されています。

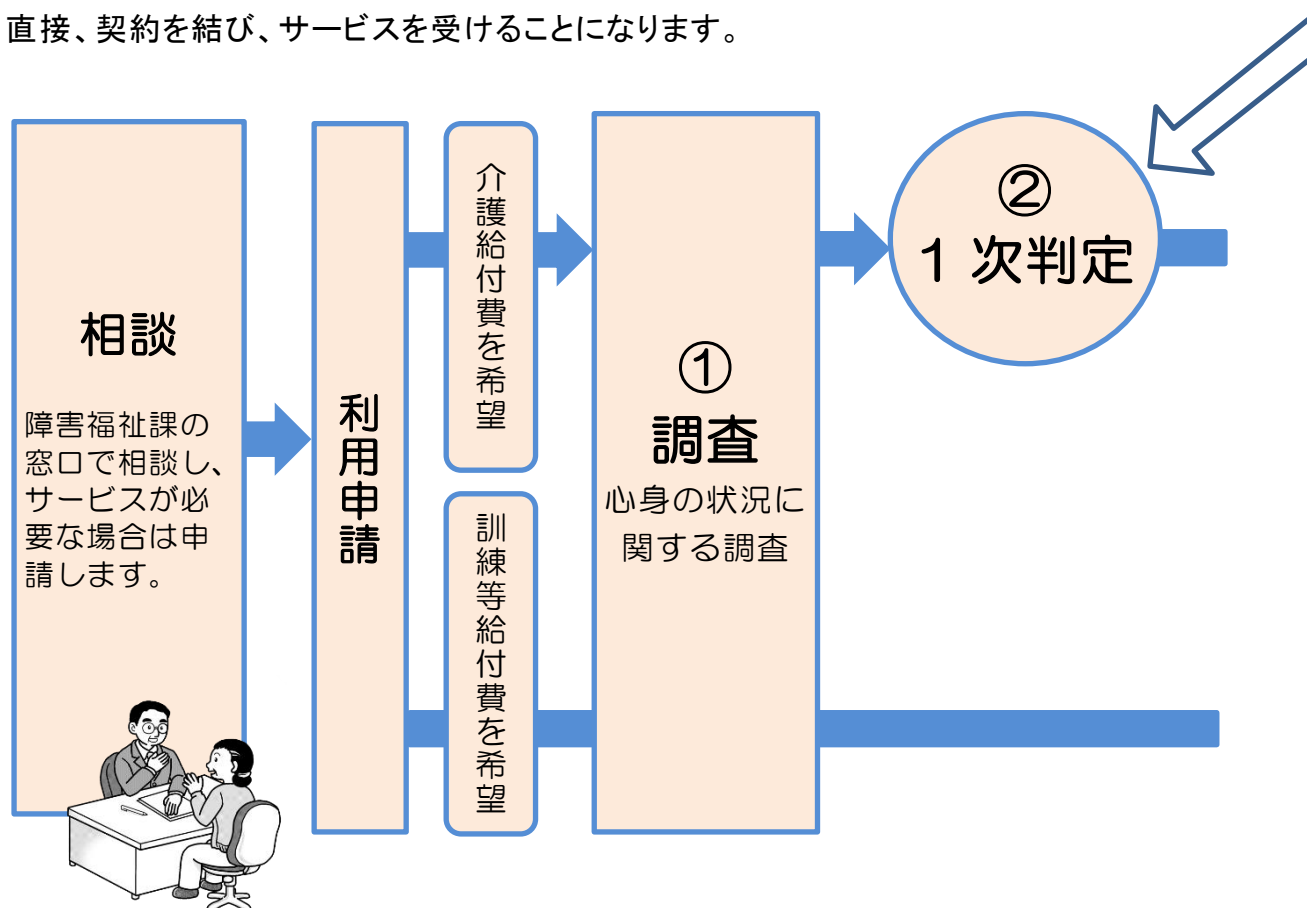
（１）障害福祉サービスの体系



(2) サービス利用までの流れ

障害者総合支援法では、利用者が利用したいサービスを選び、市に相談、障害福祉サービス支給の申請をします。市は聴き取り調査等を行い、障害支援区分を判定します。判定結果に基づいてサービス支給の必要性があると認めた場合に、サービス支給決定を行います。

利用者は、支給決定を受け、受給者証が交付されたらサービス提供事業者・施設と直接、契約を結び、サービスを受けることになります。



①調査

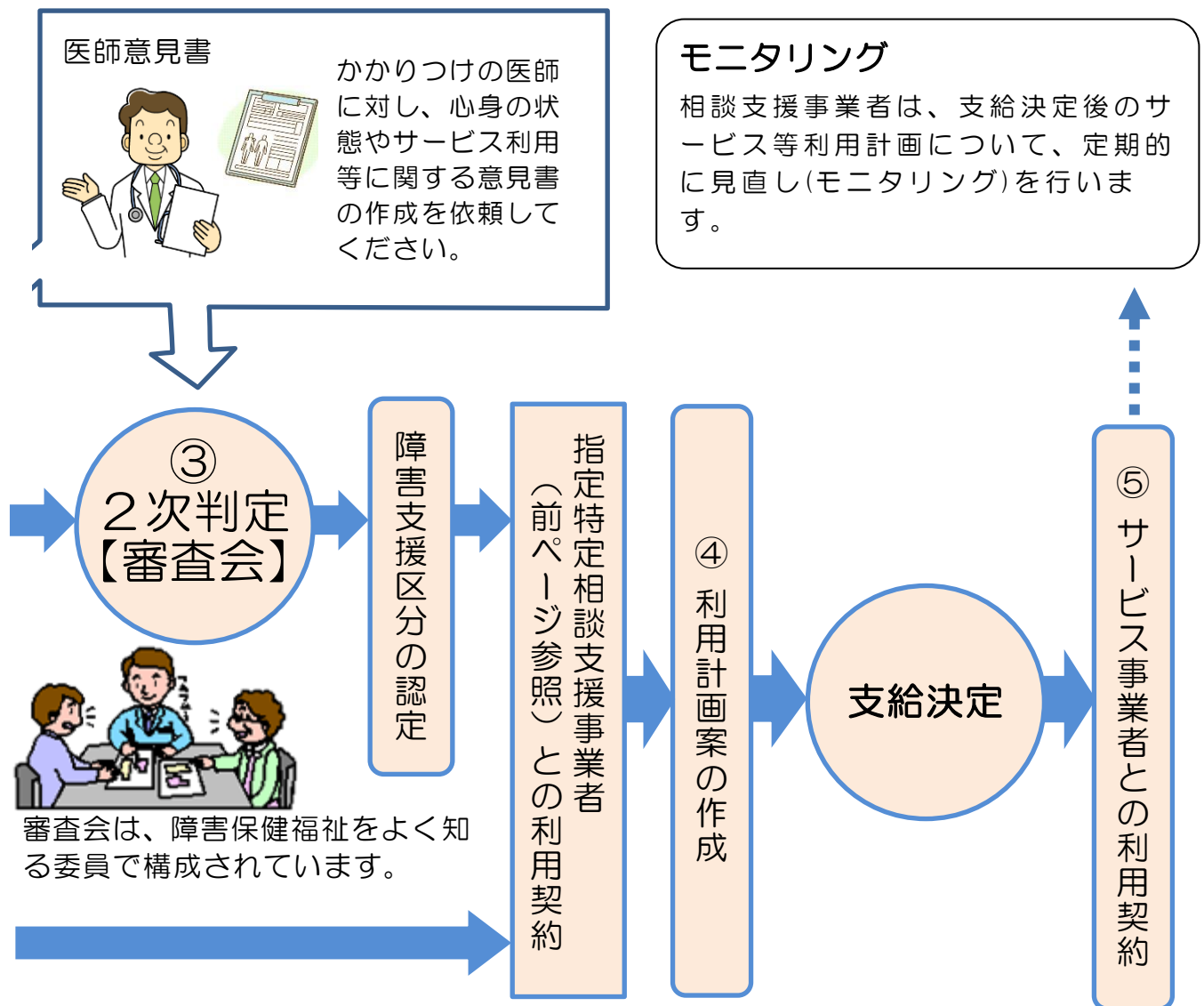
認定調査員が、心身の状況に関する80項目のアセスメントによる障害支援区分認定調査及び概況調査（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など）を行います。

②1次判定

認定調査で調べた概況調査と基本調査の結果と主治医意見書を「障害支援区分判定ソフト」に入力し、一次判定を行い、客観的な障害支援区分を判定します。ここで判定される障害支援区分は区分1～区分6までの6段階と障害支援区分非該当を含め、7つに判別されます。

指定特定相談支援事業者

指定特定相談支援事業者とは、寝屋川市の指定を受けた事業者のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。事業者についてはお問い合わせください。



③ 2次判定【審査会】

1. 1次判定結果 2. 特記事項 3. 主治医意見書を元に、寝屋川市障害支援区分認定審査会に審査判定を依頼します。審査会ではその内容を踏まえて判定を行い、その結果、非該当と区分1～区分6の7段階に判定されます。

④ 利用計画案の作成

支援事業者はサービス等利用計画の案を作成して利用者と確認をします。計画案に問題が無ければサービス等利用計画案や必要書類を障害福祉課に提出します。

⑤ サービス事業者との利用契約

受給者証が交付されたら、利用者が自ら選んだサービス事業者または施設に受給者証を提示して、利用にかかわる契約を行います。

(3) 自立支援給付サービスの内容

種類		サービスの名称	内 容
介護給付	訪問系サービス	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物の支援を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に外出時において情報の提供や移動の援護をします。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系	ショートステイ （短期入所）	家で介護を行う方が病気などのとき、短期間施設へ入所できます。
		療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	系 居住	施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
	訓練等給付	日中活動系	自立訓練
自立生活援助			一人ぐらしに必要な理解力や生活力を補うために定期的な居宅訪問や対応により必要な支援をします。
就労移行支援			就労を希望する人に、一定の期間における作業訓練やそのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労継続支援			就労の機会の提供や生産活動そのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労定着支援			障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて、指導・助言等の支援をします。
共同生活援助 （グループホーム）			地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。

種類	サービスの名称	内 容
児童通所支援等	児童発達支援	未就学児が家庭から通所しながら、身近な療育や治療を受けることができます。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため通所できない児童に対して、支援者が自宅に訪問して身近な療育を受けることができます
	放課後等デイサービス	就学児が放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭や学校から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられます。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児が保育所等での集団生活に適應できるように、支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。

(4) 利用者負担の仕組み

障害者総合支援法ではサービスの利用に応じて、一定の負担（原則として所得に応じた負担と食費・光熱水費などの実費負担）が必要となります。ただし、費用負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設けられておりますので、サービス利用量が多くても、自己負担額は月額負担上限額を超えることはありません。

○所得による区分と負担上限月額の設定

障害福祉サービス（居宅・通所）の場合

所得区分	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	一般（市民税課税世帯）
障害者	0 円	0 円	所得割 16 万円未満 9,300 円 所得割 16 万円以上 37,200 円
児童	0 円	0 円	所得割 28 万円未満 4,600 円 所得割 28 万円以上 37,200 円

※就学前障害児（満3歳になって初めての4月1日から3年間）の児童発達支援等の利用者負担（医療費や食費等の実費負担を除く）は0円になります。

障害福祉サービス（入所施設等）の場合

所得区分	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	一般（市民税課税世帯）
障害者	0 円	0 円	37,200 円
児童	0 円	0 円	所得割 28 万円未満 9,300 円 所得割 28 万円以上 37,200 円

- ※18歳以上の障害者の人は、本人及び配偶者の収入によって、所得区分を認定します。
- ※18歳未満の児童の人は、住民基本台帳上の世帯の収入によって、所得区分を認定します。
- ※所得割額の算定については、「住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）」及び「寄付金税額控除（ふるさと納税）」による税額控除前の市町村民税所得割額が適用されます。

○医療型個別減免

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食費療養費を合算して、負担上限月額を設定します。

○食費等実費負担の減免措置

実費を負担していただく、食費や光熱水費についても以下のような減免措置があります(所得基準を満たす場合)。

【補足給付】

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。

さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

【食費軽減措置】

通所施設等でも、食費(人件費＋食材料費)のうち人件費分が軽減され、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

○高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯の方が同一の月に受けたサービス等に係る下記の負担額の合算額が、基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

- ・ 障害者福祉サービスに係る利用者負担額
- ・ 介護保険の利用者負担額(同一人が障害福祉サービスを併用している場合)
- ・ 補装具費に係る利用者負担額(同一人が障害福祉サービス等を併用している場合)
- ・ 障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ・ 障害児入所給付費に係る利用者負担額

なお、平成30年度から、一定の要件※を満たす方は、介護保険の自己負担について、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費により償還する制度が設けられました。

※ 以下の要件を満たす方が対象となります。

- ・ 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を 65 歳に達する前に 5 年間引き続き受けていた方
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
- ・ 障害支援区分 2 以上であった方
- ・ 市民税非課税者または生活保護世帯の方
- ・ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係について

65 歳以上の方（特定疾病による場合は、40 歳以上で 64 歳以下の方）が、介護保険制度と共通するサービスを受けようとされる場合は、介護保険制度が優先されますので、介護保険のサービスをご利用ください。

なお、介護保険メニューにない障害福祉サービスは、介護保険の対象者の方でも障害福祉サービスを利用することができます。

また、介護保険制度の活用についてのご相談は、池の里市民交流センター（寝屋川市池田西町 24 番 5 号）の高齢介護室で行っております。

ご不明の点やご質問がございましたら、遠慮なくご相談ください。

＜介護保険サービスと共通するサービス＞

ホームヘルプサービス（訪問介護）	訪問入浴
デイサービス（通所介護）	補装具（車いす、歩行器、歩行補助つえ）
ショートステイ（短期入所生活介護）	日常生活用具（特殊寝台、便器など）
訪問看護	住宅改修 など

(5) 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて寝屋川市が実施する事業です。障害者の地域における生活を支援します。

なお、費用負担については、障害福祉サービスの利用者負担の仕組み(8 ページ参照)に準じた上限額が適用されます

移動支援事業

重度障害者等包括支援、重度訪問介護、行動援護、同行援護など自立支援給付の介護給付による外出支援の対象とならない障害者(児)の移動を支援するためガイドヘルパーを派遣します。

対象者

全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児) で障害者手帳を所持する人など。

※一定の要件がありますので、お問い合わせ下さい。

利用者負担金

使用したサービスの1割を負担し、サービス提供を行った事業者を支払います。

30分まで90円、以降15分ごとに45円プラスします。



区 分	負担上限月額
生活保護を受けている方	0 円
市民税が非課税の方	0 円
市民税が課税の方	4,000 円

※区分は、利用者とその配偶者(18歳未満の利用者についてはその扶養義務者)の課税状況で判断します。

日中一時支援

障害者(児)の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障害者(児)を日中一時支援事業所にて一時的な見守り等の支援を行います。宿泊を伴わない場合に利用できます。

利用者負担金

区 分	負担額	
生活保護を受けている方	0 円	
市民税が非課税の方	0 円	
市民税が課税の方	4 時間未満	300 円
	8 時間未満	600 円
	8 時間以上	800 円

※送迎を受けたときは、片道 54 円必要です。

地域活動支援センターⅡ型

障害のある方に対して、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練等を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。

利用者負担金

利用者負担はサービスの1割。

生活保護を受けている方、市民税非課税世帯は無料です。

障害者(児)相談支援事業

地域で生活する障害のある方やご家族等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用計画作成を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

電話や窓口などでお気軽にご相談ください。相談は無料です。

相談支援事業者

専門の相談員を配置し、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアサポート（当事者活動）情報の提供等を行います。

事業者	電話番号	FAX
あかつき・ひばり園	823-6287	824-1768
隆光学園	812-4152	813-4151
寝屋川市民たすけあいの会 地域生活支援センター	838-4040	838-8032
障害者地域生活支援センター「あおぞら」	823-2360	823-2506
相談支援センターすばる・北斗	824-4664	824-4767

基幹相談支援センター

相談支援事業者と協力し、総合的な相談、権利擁護、虐待防止、地域での生活支援などの相談に応じます。

名称	電話番号	FAX
寝屋川市基幹相談支援センター	838-0382	812-2118

手話通訳者・要約筆記者の派遣(意思疎通支援事業)

公的機関・医療機関等の外出先で、意思の疎通を図るうえで支障があるときに手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対象者

聴覚又は言語機能で身体障害者手帳の交付を受けている方
(登録が必要です)

手続き

利用を希望する日の5日前までに利用申請書を提出してください。

利用者負担金

利用料は無料です。

窓 口

障害福祉課 FAX 812-2118

訪問入浴サービス事業

移動入浴車を派遣し、室内に移動浴槽を持ち込み、入浴サービスを行います。

対象者

自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度の身体障害者

内 容

利用回数は週に2回まで

費 用

生活保護世帯・市民税非課税世帯を除き、一部自己負担があります。

※ 利用者とその配偶者(18歳未満の利用者についてはその扶養義務者)の課税状況で判断します。

窓 口

障害福祉課 838-0382

その他のサービス

- ・日常生活用具給付事業 (23ページを参照)
- ・自動車改造費の助成 (52ページを参照)